

上代におけるカ行音の清濁表記について

原口, 裕
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/12328>

出版情報 : 語文研究. 11, pp.40-48, 1960-09-25. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

上代におけるカ行音の清濁表記について

原 口 裕

一

上代語の表音表記に見える清濁の書き分けに関して、最近までの研究の示すところによると、濁音が清音に対して△標同的√に把握されてしまう場合に、清濁の書き分けは必ずしも厳密に守られなくてもよく、また、音節として把握された語形を文字化する段階において、自覚的または無自覚的に把握の厳密さが緩む可能性を、万葉仮名の字音仮名自体がその性格として持つているにもかわらず、原則的には、十分な注意と周到なる意図のもとに表記された文献において清濁はよく書き分けられる傾向にある。その書き分けの段階については、カ行とサ行は極めて異例が少く、タ行とハ行は、一部がよく書き分けられている文献を除くと、多かれ少かれ異例を含むように、その因については、十分に説明されたわけではないが、種々の要件が考えられるというのである。

成程、カ行の場合は、上代のガ行濁子音に鼻音的要素があったと想定する説に従えば、他の行とは異なり、音節を文字化する際に、

中国の側に疑母という恰好の類似音をもっている一群の文字を選ぶことができた。したがって、その清濁の書き分けは、タ行やハ行の場合とよほど異なり、さして、穿鑿すべき必要もないように思われるのであるが、しかし、実際には、その書き分けの段階や、用字の点に関して、看過できない種々の問題があるように思われるのである。

二

上代の文献で賀は早くより清音の仮名としても多用され、万葉集では清音にも濁音にもあてられている。一般に、清濁をよく書き分ける段階において、同一文字を清音にも濁音にもかまわず両用させることは例外的なものとすべきなのであるが、極めて清濁をよく書き分けている古事記の歌謡においても、賀をカにあてる異例は（古事記で賀は濁音仮名に専用されている）他のいかなる音表記の場合よりも、その異例の数が多いためであって、万葉集などでは当然のこ

とも考えられる。そうすると、異例の極めて少いか、ガの書き分けの事実とは、まるでうらはらな表記が行われていることになろう。しかし逆に、このように文字によって清濁意識の動揺するような例は、かえって、表記者の意識なり態度なりを明示する可能性も有していることになる。

万葉集における賀の用例を整理すると次のような結果があらわれる。

イ 巻五では、九〇四後人追加の可賀利毛神乃末爾麻尔等の例を除いて、清音に用いることなく、濁音にあてている。

ロ 巻十四では、清音にも濁音にもあてているようであるが、その用例の分布は或種の偏倚を示している。即ち、巻十四はこの巻特有の仮名として抱、西、斯を使用する一群の歌を含むが、これが同一表記者によって書かれた形跡を示していることは、すでに福田良輔先生の御指摘になるところである。

しかしして、賀を濁音にあてる例は、それらの特有な仮名文字を含む歌に重なり合うか、または隣接する場合が多い。(三四五三、三四六九、三四七三、三四八三、三五五二) 重なるもの、三四六八、三四六九、三五四一、三五四三、三四七六、三四七八、三四七九、三五四六、三五四九) 賀を清音にあてた例は、国名の明かな国では相模、下総、上野の歌に見えるが、相模、下総は濁音にあてていない。国名不明の歌で清音にあてたものは三四四二、三五一八(語義に不明な点がある)の二例で、確実に両用しているのは上野の歌だけであ

る。これによると、多元的な成立が当然予想されるこの巻で、賀を恣意的に両用していると言ふことはできない。

ハ 巻十五では、前半のみ使用し、清音のみあてて、両用することはない。

ニ 巻十七より巻廿までについて、家持はおおむね清音にあてている(異例は四〇二一、四〇三二、四〇七八)が、池主は濁音にのみあてている。その他の作家の例は四〇五七、四四三七の二例だけである。防人歌では、用例が少いが、一国の歌で両用するものはない。

ホ 田辺福麻呂歌集の歌はガに我を用いることなく賀をのみ使用している。また賀を清音にあてたものはない。

ヘ 巻一、二、三、四、六(ホを除く)では、地名のシガ、三二四都賀乃樹の例を除くと、すべて清音相当のところにあて、両用していない。

ト 巻十、十二、十六は清音にのみあて、巻八、十三、は濁音にのみあてる。巻七、十一は両方の例が見えるが、隣り合っていない。確実に両用したのは巻九の高橋虫麻呂歌集にみえるものがある。

以上の結果より見るに、少数の例外は勿論あるが、賀をカ、ガの両音にあてることが、同一グループの歌では稀であったようである。中国において早くより無声化していたともいわれ、字音の上からも清濁両用の可能性を有している賀が、同一人によって恣意的に両用されてはいないという事実は、清濁をよく書き分けている段階では、表記者の清濁表記意識がその表記の上に実際に十分反映され

ることを端的に示すものに他ならないと思われる。同様の事実は、書紀の歌謡に用いられた清濁音の文字についても言える。原則的に、書紀の歌謡では、ダ、ナ行、バ、マ行の音に清濁音の文字を恣意的に両用することは、巻別、歌別にみると、行っていないことがわかるのである。しかも、両用している巻の歌には、書紀における清濁書き分けの異例が集中するという現象がみられる（今はカ行についてのみ触れているので、ここでは詳細な報告は省略する）。これらの事実は、十分に清濁を書き分ける場合の表記者の意識を如実に示すものであろう。

三

ところが、同じカ行音でも、キ甲、ギ甲の書き分けはかなり異なつた様相を示している。古事記の歌謡、書紀の歌謡で十分に書き分けているものがあるのに対して、万葉集の巻五（九〇四を除く）巻十六はギ甲のための専用の仮名を使用しない。ガ行の他の音に濁音仮名を有している大宝二年戸籍帳、養老五年戸籍帳にもギ甲の専用仮名はない（祇が一部見えてはいる）。大日本古文書に散見する仮名書きの普通名詞を、天平宝字末年まで集めてみるに、ガ行音では、都我不、売我、女我、阿具良、加具伎、比宜、比佐宜、於期の如く、量は少いが字種が見えるのに対し、ギ甲のための専用の仮名は別に用いられてはいない。

万葉集におけるキ甲、ギ甲の書き分けを整理すると、次の表に略

巻	例濁音	異例	計	%
1~2	4		4	
3~4	2		2	
6~9	20	4	24	14.4
10-12	1		1	
13	3	4	7	57.1
16	1	1	2	100
5	1	7	8	87.5
14	10	7	17	41.2
15	15	12	27	44.4
17	6	5	11	45.5
18	19	2	21	9.5
19	7	1	8	5.9
20	16	9	25	
	9	8	17	
	8	5	13	4.5
	5	1	6	
	21	4	25	7.7
	4		4	
	12	1	13	21.6
池主計	163	45	208	

示できる。(6)

池主を別にしたのは彼の歌に異例があるからで、これを巻毎に繰り入れても結果はさして変らない。さて、この表でまず全体的にみると、古事記の歌謡訓註で、濁音相当のところに清音の仮名をあてた異例の、濁音節の総頻度に対する割合が、ソ乙へ甲乙ボを除くと（書紀との比較のため）、一、三パーセント、書紀の歌謡訓註のそれは七、五パーセント程度であるのに対し、万葉集のキ甲、ギ甲のそれはかなり高い異例率を示していることになる。しかし、各巻に分類すれば、よく書き分ける巻と然らざる巻の相違がはっきりしている。少数の異例を含む家持の例には、「宇加波多知可由吉加久遊岐……於伎敵許芸辺爾己伎見礼婆……（十七、三九九一）」……字美乃古能伊都芸都岐余……（二〇、四四六五）」の如く変字法を用いて表記したものが含まれている。この場合は文字のもつ視覚的な効果をねらった意図が明かであるから厳密には異例とはできない。そうすると、家持はよく書き分けているとして良い。

卷十四は多くの異例を含むようにも見えるが、賀の項で触れた抱、西、斯を含む一群の歌で、ギ甲のための専用の仮名は使用されず、その異例も、抱、西、斯の仮名を含む歌に重なり合うか、隣り合う場合が多い(三四五三、三五三九〓重なる。三四四九〓三四五〇、三四八四〓三四八五〓三四八六、三五一九〓三五二〇)。国名の明かな歌では、清濁の決定ができない三三七二余呂伎、三四〇七麻伎良波之の例を除くと、異例は皆無である。国名不明の歌では、ギ甲の仮名を使用した歌で、抱、西、斯の仮名を含む歌に隣接するものはない。これによると、卷十四のキ甲、ギ甲の書き分けは、よく書き分ける部分と然らざる部分の二つに截然と分けることが可能なようである。しかして、その因は、賀の使用も含めて、特異な一群の表記例を示している表記者が、他の部分の表記者と異なっていたことの反映であらうと思われる。

次に、異例として一括した用例を字種毎に区別して示すと、次の如くである。

吉―多吉(清音的表記とする説もある。古典文字大系万葉集

二、四四六ベ)

枳―許枳

企―多企都瀬、和企弊

岐―都岐

伎―可伎利、許伎、己伎、多伎、都伎、都奈伎、都流伎、奈伎、

難伎、名伎、奈伎左、奈伎佐、爾伎利、波伎、保等登伎須、

保登等伎須、牟伎、和伎霸、和伎母(七)和伎毛(十二)

これによると、伎への異例の集中が著しい。書紀神代上の訓註で

は伎をギ甲として専用しているといわれるが、万葉集でも、伎を清濁両用の仮名とする説がある所以である。また、ワギモ(ハ)の例が多く、卷十五では異例の殆ど大部分を占める。家持にも異例がある。古事記の歌謡にも和岐幣(三三、景行)の例があり、音との関係はともかくとして、固定的な字面が使用されていることは疑いない。その理由は未だ不明であるが、これを慣用的な固定した表記として、表音表記の厳密な表記から区別できるとすると、卷十五はキ甲、ギ甲をよく書き分けていることになる(但し三七〇一和芸毛故の例あり)。

以上の整理によって、キ甲、ギ甲の書き分けについての問題は、(1)表記者によつてはギ甲のための仮名を用いることをしないものがある。(2)伎を濁音にあてる慣習的な表記態度が、意識的または無意識的にできていた。この二点に絞られよう。これはカ行の他の音の場合とは異なつた現象である。しかして、よく書き分ける文献が一方に存するからには、キ甲とギ甲の音が曖昧であつたためとは考えられないから、その背後に、仮名文字の用法の上の性格に、他の文字と異なつた点があるのではないかと予想される。

上代の字音仮名のうち、イ列音で甲乙の対立のあるものの仮名は、芸(蟹撰)吉賢嬪必民(籙撰)などを除くと、すべて止撰に属する文字が使用されている。止撰の諸韻は中古音で重紐を持つが、広韻の重紐の三、四等の各々と、上代特殊仮名遣い、上古音との関係は頼惟勤氏によれば、原則的には、

(1)上古主母音 e、中古四等、日本甲系

(2)上古主母音 o、中古三等、日本乙系

字である岐と伎を、時には清濁で使いわけ、また伎をのみ濁音にあてる理由は、しかし依然として不明である。

四

ク、グの書き分けについては、書き分けそれ自体にはさして問題はない。記紀はよく書き分け、万葉集も、若干の語に清濁に関して説の分れるものもあるが、大勢としてはよく書き分けている。ここで取上げるのは用字についてである。

上代の文献を通して、グの仮名には具がもっぱら専用されているが、すでに説かれる如く、その淵源に漢訳仏典が想定されるとすれば、他に疑母の仮名が多用されないのも理由のあることである。周法高氏によると、唐以前の漢訳仏典で、梵文の〇開尾字にあてられた文字のうち、喉牙音に属するものは、候韻―匣母、尤韻―曉母のみ、u̯開尾字にあてられたものでは、候韻―匣母、尤韻―見深群母、虞韻―見母のみで疑母の文字を見ない。したがって、鳩摩羅什や闍那崛多などの訳経で多用されている具が、早くより我国でも固定的に使用される可能性であろう。しかし、上代の一部の文献ではグの仮名として、疑母の吾が早くから使用されているのである。

吾は一般にゴ甲として説かれているが、これが書紀を除いて、グの仮名であることを大野透氏は指摘された。⁽¹¹⁾ 用例をあげると、

イ 筑前国大宝二年戸籍帳(大日本古文書一卷)

右の如く示されるという。⁽⁹⁾ ところが、切韻系韻書では、止撰の疑母の声母の文字はすべて三等字であつて、四等は疑母の声母を欠いている。上古音については、仮に董同龢氏の上古音韻表稿の中から探すとすると、日本甲系に対応する疑母の声母をもつ止撰の文字は、敝、敝くらしいものであろうか。一方、上代のガ行音の頭子音に鼻音的要素が想定されることは周知のことである。そのような音をもつ音節を文字化するにあつては、疑母の文字が最も適當であつたろうことは想像するに難くない。また事実多用されてもいるのである。そうすると、早くより群母の文字(伎岐那巨奇者妓忌)を清音の仮名としても用いた上代人は、彼等のガ行音、ギ甲を文字化する際に、最も適切である止撰の文字群に、その専用仮名を得ることができなかつたように思われる。止撰群母四等字の祇が一部の人にのみ使用され、常用仮名として、六朝初期に同用されていた蟹撰疑母四等字の芸がおそくまで唯一の専用仮名として使用されたのは、そのような文字の背後にある字音の性質と我国のギ甲の音の間の関係が投影されたことではなかつたろうか。仮にそうであるとする、簡易な文字を多用してゆく段階や、清濁を必ずしも十分には書き分けない段階で、ギ甲の専用仮名が、仮名字彙の中で欠けていたこともあり得ると考えられる。ギ甲の専用字を欠く文献の表記はその反映とも見られるのである。

書紀天智八年、天武四年に毗羅王子久麻伎とある例は、また久麻芸(天武二年)とも記されている。これは外国人名の表記で、歌謡の表音表記とは意味が異なるが、やはり、芸に伎を通用する当時の一般的な傾向の反映であろう。しかして、このように、同声母の文

ト部 苛吾良売 (九七べ) 建部奈吾佐売 (一一〇べ)
物部久吾志 (一一六べ) 肥君苛吾漏売 (一三五べ)

ロ 天平十一年出雲国大稅賑給歴名帳 (大日本古文書、二卷)

聞人臣奈吾夜売 (二〇四べ) 山部直宇奈吾 (二〇九べ)

若俊部多吾美女 (二一七べ) 日置部奈吾夜売 (二二九べ)

稲置部奈吾夜売 (二四六べ)

ハ こそげろの浦ふく風のおどすすかかなしけ子ろを思ひ須吾

左牟 (万葉一四、三五六四)

ニ 布吾弥社 (出雲風土記、意字郡)

以上の例に対して、奈久佐売 (大日本古文書一ノ一四べ) 久、志

(同一ノ三四べ) 語部奈久矢女 (同一ノ二〇七べ) 伊福部奈具夜女

(同一ノ二三〇べ) 訶具漏比売 (景行記) 迦具漏比売 (景行、応神

記) の例が対比されるから、右の正倉院文書における吾はグの仮名

であることは疑いない。出雲国大稅賑給歴名帳の例によれば、出雲

風土記の例もグであるかもしれない。万葉集の例は、今日スゲサム

と読む説を見ないが、集中スゴスの仮名書きの例は他にない。もつ

とも、中央語のウ列音がオ列音に交替した形であられるのは、東

国語の顕著な特色の一つであるから、スゲサムと断言することはで

きないが、可能性はあるであらう。

大野透氏の御指摘にもあるように、吾をグに用いるのは字音仮名

の例としては例外的なものである。模韻喉牙音の文字で、苦を除い

て、他にウ列音に仮名として使用する文字の例がない。模韻の韻形

については、内外の学者で論議がわかれ、且つ上代オ列甲類の音価

推定の問題も絡んで、素人による軽々しい判断を許さないものがあ

るが、合口説によれば説明が不可能ではない。開口説の場合でも、⁽¹²⁾

その音声的性質を $\circ \cdot u$ の中間的な円唇音とする藤堂明保氏の説

によれば、時に模韻喉牙音の文字がグの仮名として用いられること

もあり得ることである。国語音韻史の立場から発言される大野晋氏

のお説によると、模韻の切韻音は \circ であり、我國の字音仮名で、模

韻の字がウ列音に用いられるものは唇音舌音半舌音に集中している

が、唇音の場合には紐の合唇性のためであり、舌音の場合は、最も適

当な韻形をもつ虞韻、尤韻は三等韻で頭子音が口蓋化していたの

で、韻の相違よりも紐の一致の必要性から一等韻の模韻の文字をウ

列音にも用いたのであると説かれる。しかし一方では、氏は「虞韻

の合口性は六朝、唐及びそれ以後を通じて一貫して変化がない」と

も述べておられる。⁽¹³⁾ そうすると、早くより同用された模韻と虞韻と

の関係は、大野氏によればどのように説明されるのであろうか。そ

の点のすっきりした解釈が示されなくては模韻合口説の批判にはな

らないように思われる。また、吾がグとして用いられているのは、

氏の説に都合の悪い例である。

国語のグを文字化するにあたって、その音声的な特徴を主とする

なら、群母の具よりも、疑母の吾の方が仮名としては適切であつた

ろうことは言を俟たない。しかし、その実質的な字義によつて多用

される文字が、漢文を基調とする表現形式のもとで、字音仮名とし

て、やがて淘汰されていったのは言わば必然的な趨勢であつた。

ガ行の他の音の場合と異なり、グには群母の具がもつばら多用され

るようになるその過程に、我々は字音仮名のもつ性格の一面を端的

(ゴ乙にも群母の其、著、期などが多用されるが、その場合は、同韻の疑母の文字はギ乙として用いられているから同一に論ずることとはできない)

五

上代の文献でエ列音のケ乙、ゲ乙、テ、デ、ヘ、ベなどの清濁書き分けは、他のいづれの音のそれよりも異例が多く、万葉集でケ乙、ゲ乙、ヘ乙、ベ乙などの書き分けを殆ど行っていないことは周知のことである。その理由の十分なる解明は極めて困難なことに属すと思われるが、今、ケ乙、ゲ乙の場合についてのみ限定して考え、と、記紀でよく書き分け、上宮記、法王帝説などから仏足石歌に至るまで、多少なりともその事例を見ることができると、万葉集では、憶良、家持など数人の歌にのみその例を見るだけで、他はまったく書き分けることをしていないのは、やはり、その用字との関係があるからであらう。

すでに指摘されている如く、宜、義の文字は早くはゲ乙として(更に早くはガとして。義をガとして用いた形跡かと思われる例には、出雲国風土記、大原郡の須義禰命の例がある。これは、本文同条の須我小川に関する神である)用いられたが、万葉集ではギ乙としても用いられている。他の文献にその例を見るに、大日本古文中書の天平六年造仏所作物帳、同断簡?に、

比佐宜染(一ノ五五四べ)比佐宜葉(廿四ノ二五べ)

右の如き例がある。これによると、慣習的な用字を墨守してゆく文

書の記録者の傾向から予想して、すべてに相当早い時期において、宜はギ乙として用いられていたであらうことが考えられる。

複雑で、かなり広い幅をもっている字音仮名の体系においても、濁音仮名の字種は数種を出ることはなかった。その濁音仮名が、中国の字音の変化に随って他の仮名に転用された場合、その仮名の替りの新しい文字が、彼等の仮名字彙の中に容易に補填せられ得なかつたことが考えられる。新字種の文字を自由に駆使した書紀の場合には別として、他の文献では、万葉卷十五で礪が若干例用いられ(大野透氏によればこれは義字的用法であるが)、八十卷華嚴経音義私記で新しく偈が用いられているにすぎないのである。そうすると、ケ乙、ゲ乙に書き分けない場合があるのは、常用仮名字の体系のうち、比較的字種の少ない文字が転用、淘汰されて、やがては清濁を書き分けない奈良後期以降の簡易な用字体系ができ上つてゆく過程の、言わば前駆的な様相を示しているものとして理解することが可能なるように思われるのである。

次に用字については、下に触れる必要がある。

古事記卷初「久羅下那州多陀用弊流之時」の下は他の文献に所見のない仮名で、有坂秀世博士は、

下の字を假名として用ゐた例は、こ、以外には(他書でも)何處にも見當らず、又クラゲ(水母)といふ語の萬葉假名書きになつた例もこ以外には一つも無い。今、下の字をケの甲類の假名と認めたと、その原音(第二十九転匣母二等)の方面からの推定である。

と述べられ、⁽¹⁶⁾一般に、甲類の仮名として説かれているのである

が、正倉院文書では下、義、宜が相通じて用いられている。用例をあげる、

イ 御野国大宝二年戸籍帳（大日本古文書一卷）

ム下都三野売（二五〇）牟下津マ安倍（五七〇）

牟下津大古売（六〇〇）牟下部功子売（六〇〇）

牟下津古刀自女（六二〇）牟下部足奈売（六二〇）

牟下津川嶋売（六三〇）牟下津族刀自売（六五〇）

牟下津部麻呂（六五〇）牟下津弥奈売（六六〇）

牟下津酒井売（七三〇）牟下津佐屋売（八〇〇）

ロ 天平十七年八月類収文書（廿四卷）

牟下都否麻呂（三〇四）牟下都土方（同上）

ハ 天平勝宝五年丹裏古文書（廿五卷）

牟下百園（一四四）

以上の例に対して、牟義津目知売（大日本古文書一ノ九〇〇）牟義津須恵売（同九〇〇）牟義部多知麻女（同九二〇）牟義君族志売（同九二〇）武義郡（大安寺縁起資財帳二ノ六五九）美濃国司解三ノ三八九）武宜都広曆（二ノ四一五）武宜乙万呂（三ノ三八〇）身毛丈夫（雄略紀七年）身毛君広（天武紀元年）の例が對比される。

この通用例については、早く、吉田東伍博士の大日本地名辞典（二二〇三）にも例示してある。これらの用例の示すところによると、国造名のムゲには早くから下を使用する表記が固定していたようで、しかも特定の表記者の書癖でなく、天平勝宝の頃まで、そ

れも美濃国の出身者によって使用されているようである。麻韻喉牙音の文字は、他の字音仮名ではすべて甲類の仮名として使用されているから、この場合は、字音からの説明は困難であるが、用例から帰納すれば乙類とすべきである。然らば、古事記の例も乙類である可能性が極めて強い。また、正倉院文書で美濃国出身のもののみがこの文字を使ったとすると、古事記の原資料的なもの、用字との関係がつけられなくはない。もっとも漠然とした当推量には止まるもの。

さて、この下の用字も、字義によって多用される文字が、字音仮名として、特殊な文献に残存する点で、前述した吾の用法と共通する事象と解することができる。清濁に関連する字音仮名の消長の一面向を具体的に知る好例であろう。

六

カ行の清濁表記については、一見、比較的簡単に処理できそうであるが、その表記と用字との関係には種々の要件が絡んでいて、一通りの解釈をさえ下し得ない場合がある。しかも従来の字音仮名の研究は記紀万葉のそれを主としていたため、歌謡の表記という極めて特殊な意味、性格をもつもののみが正面に押し出され、それによって種々の問題を論断するきらいが無くはなかった。しかしながら、正倉院文書などに見える用字や表記は、表音表記の他の一面を窺わせるに足る。今、カ行の清濁表記について考慮する際に、その一

部にも触れた所以である。タ行、ハ行の清濁書き合には、更に複雑な用字と表記意識とのもつれが看取されるが、これについては別に稿を改めねばならない。今は、カ行に限って、清濁書き分けの際の用字法と字音仮名の性格について、その一端を明かにするに止めた。大方の御批判を仰ぐ次第です。

(万葉集に關しては、防人歌と、卷十八の一部——大野晋氏の御指摘になる補綴改竄の恐れある二十首——は除いて処理した)

註①亀井孝氏、書評、上代假名遣の研究 言語研究二五号六九ペ

②橋本四郎氏、「ことは」と「字音假名」万葉三〇号

③煩瑣を避けて、濁音行の並記をすべて省略した。以下同じである。又、表題の意味する所もそれに等しい。

④假名字母より見たる万葉集卷十四の成立過程について万葉五号
⑤ Karlgren, Etudes sur la Phonologie Chinoise 三八三—
三八四ペ

⑥六七物窓之伎余——註釈の説に従い鴨をかけない。三三七二余呂伎、三四〇七麻伎良波之、三五四武奈伎は濁音かとも思われるが決定困難であるから例に入れない。三五七六古奈伎、四一九保等登伎須は諸本によりそれぞれ宜芸に訂す。三六三二波麻芸伎は連濁説に、四一五四馬太伎はウマダキ説によった。スメロキ、ユキは清音説による。

⑦大野晋氏はカ、サ、タ、ハ行の全語彙数で率を出されたが、それでは比較にならず、意味もない。

⑧大野晋氏、上代假名遣の研究四四、六八ペ

⑨中国における上古の部と中古の重紐 国語学二八号五ペ

⑩切韻魚虞之音説及其流變 史語集刊十三本 一二六ペ

⑪義字的假名に就て 国語国文二六ノ九 五五ペ 註⑧

⑫中国語音韻論 二二一—二二二ペ

⑬上代假名遣の研究 一九四—二〇〇ペ

奈良時代のヌとノの萬葉假名について万葉十二号一六—二二ペ

⑭上代假名遣の研究 一八〇ペ

⑮上代音韻攷 一八ペ